

国立大学法人東京農工大学保健管理センターにおける看護技術業務に従事する職員就業規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>本則 (労働契約の期間及び契約更新) 第4条 (略)</p> <p>2 看護技術員の労働契約は、保健管理センター所長が行う勤務実績等の評価が良好で、保健管理センター運営委員会が必要と認め、かつ、役員会が承認した場合は、看護技術員としての有期労働契約の期間の始期から3年を超えて更新することができる。<u>ただし、本学との有期労働契約の期間(労働契約法(平成19年法律第128号)(以下「労働契約法」という。)第18条第2項の規定により通算契約期間に算入しないこととされている期間を除く。)</u>から5年を超えることはできない。評価については、保健管理センターが別に定める。</p> <p>第4条の3 前条の規定により期間の定めのない労働契約に転換した看護技術員については、<u>引き続きこの規則を適用するものとする。</u></p> <p>2 前項の場合において、<u>第4条の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>本則 (労働契約の期間及び契約更新) 第4条 (略)</p> <p>2 看護技術員の労働契約は、保健管理センター所長が行う勤務実績等の評価が良好で、保健管理センター運営委員会が必要と認め、かつ、役員会が承認した場合は、看護技術員としての有期労働契約の期間の始期から3年を超えて更新することができる。評価については、保健管理センターが別に定める。</p> <p>第4条の3 前条の規定により期間の定めのない労働契約に転換した看護技術員については、<u>引き続きこの規則(第4条を除く。)</u>を適用するものとし、<u>期間の定めのない労働契約に転換することとなる日の前日に当該職員に適用されていた労働条件と同様とする。ただし、次の各号に掲げる場合を除く。</u></p> <p>2 前項の場合において、<u>当該看護技術員の労働条件は、期間の定めのない労働契約に転換することとなる日の前日に当該看護技術員に適用されていた労働条件と同様とする。ただし、次の各号の一に該当する場合を除く。</u></p> <p>(1) <u>有期労働契約の期間中に所定労働日、始業終業時刻、休憩時間、休日及び給与等の労働条件の定期的変更が行われていた場合</u></p> <p>(2) <u>就業規則その他の規則等の改正により労働条件を変更する場合(期間の定めのない労働契約に転換した非常勤職員以外の職員にも適用される労働条件の変更に限る。)</u></p> <p>(3) <u>国立大学法人東京農工大学と当該職員が合意の上、労働条件を変更する場合</u></p>	

<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(定年)</u></p> <p><u>第5条の2 期間の定めのない労働契約に転換した看護技術員の定年は、満60歳とする。</u></p> <p><u>2 期間の定めのない労働契約に転換した看護技術員が定年に達したときは、定年に達した日の属する年度の末日をもって退職するものとする。ただし、定年に達した日以後に期間の定めのない労働契約に転換した場合は、転換した日の属する年度の末日をもって退職するものとする。</u></p>	
--------------------	---	--

附 則(平成30年4月1日規則第5号)
この規則は、平成30年4月1日から施行する。